

平成26年7月22日

厚生労働大臣
田村 憲久 様

国土交通大臣
太田 昭宏 様

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
代表理事 妻屋 明

障害者施策における 地域間の格差や制度間の狭間について（要望）

1. 障害者福祉と介護保険との適用関係について （厚生労働省障害保健福祉部、老健局関係）

脊髄損傷者などの障害者が介護保険適用年齢（65歳など）に達した場合における、障害者総合支援法と介護保険法の給付の適用関係については、障害者総合支援法第7条に介護保険優先の原則が規定されているほか、平成19年3月8日障企発第0328002号／障障発第0328002号「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」や「介護給付費等に係る支決定事務等について（事務処理要領）」などで具体的に規定されています。

しかし、適用関係の解釈が市町村によって大きく異なります。

したがって、脊髄損傷者の障害者福祉サービス（通所サービスなど）や補装具費（車いすの申請など）の利用について、基準の緩和と明確化を要望します。

2. NASVAによる介護料支給と介護保険との適用関係について （国土交通省自動車局、厚生労働省老健局関係）

独立行政法人自動車事故対策機構が行う介護料の支給については、自動車損害賠償保障法施行令第21条において、介護保険法の優先適用が規定されています。このため、介護保険適用年齢に達したときから利用者負担が生じてしまうことになります。

一方、労働災害の場合は、労働者災害補償保険法の方が介護保険法に優先されます。事故に起因する障害に対する保険給付であるにもかかわらず、労働災害と自動車事故ではまったく逆の取扱いとなっています。

したがって、自賠法施行令の改正により、両制度の整合性を保つことを要望します。

3. 離島における相談支援専門員の配置について

(厚生労働省障害保健福祉部関係)

障害福祉サービスや地域相談支援を利用する70万人超の全員について、平成27年4月から、原則としてサービス等利用計画を作成することとされています。

しかし、それまでに、計画作成の担い手となる相談支援専門員を全国各地にくまなく配置することは困難です。特に離島については、「1人のサービス利用者のために1人の相談支援専門員」というのは現実的ではありません。このような状況で、離島や遠隔地における相談支援専門員の配置を民間事業者に委ねるのは、無責任だと言わざるを得ません。

したがって、公的責任の下で市町村役場に相談支援専門員を配置すること、もしくは、他島から相談支援相談員が出張するのに要する経費を国で負担することを要望します。

4. 沖縄県の脊髄損傷者の超高度救急医療体制の整備について

(厚生労働省医政局関係)

沖縄県での脊髄損傷の受傷について、他県とのドクターヘリの相互応援や共同運用が実施できない地理的条件も含め、超高度救急医療体制が整備できていません。このことから、沖縄県での受傷については身体的復帰率が著しく低くなっています。

したがって、国による支援を実施するなどにより、沖縄県で超高度救急医療体制を早急に整備することを要望します。